

坑内外作業設備ノ改善

白米ノ改善

衛生設備ノ改善

一、衛生設備ノ不親切ナル行為ノ改善
二、衛生設備ノ不親切ナル行為ノ改善
三、衛生設備ノ不親切ナル行為ノ改善

一、争議ノ犧牲者ヲ出サレルト
二、求に應ずるわけに行かない

一、答済になつた譯であるが終りに御参考まで、總括的に會
二、ある所を申上げると、是は今後會社は尙、層會社經濟の
三、關に於て、一般従業員諸君の福利の増進に努力することを決心
四、するものである。

一、二月三十日信賴すべき調停者が現れたが然る非公式で非
二、明であつた當時其の調停者から
三、谷側では今回の紛擾は第一名分を欠き始り失敗に終
四、る観がある。此際無條件調停して貰ひたいと云ふ申
五、ある只今回の紛擾事件に就て誠意を出さない事にして
六、度いといふことであるが、會社側でも何んぞか考へて貰
七、ひたいものである。

一、話があつた會社は慎重執議の結果調停者に対する禮を
二、仰大非前でもあり涙を流して責任に於けるが之は成立
三、らなかつた。
四、二十一日再び先の調停者より話がありその條件として、
五、の犠牲者は出さず、田家族に對し相當の見舞金を支給する
六、要求條件に絕對に觸れなむし觸れる様なことがあつた
七、は二月十八日の回答通りである。三、金一封を支給する
八、項で話があつた二月、日面會する事になつた。
九、日調停者立會の下に會社従業員三名と組合側幹部の關谷
十、兩氏を加へた五名と會見した所組合幹部は意外にも突如獲
十一、取條件の改訂を提案しその理由として誰にも過ちはある故
十二、ちを改むるに憚る勿れだことまで曲言した。

一、改訂した條件を記すれば
二、の山代、佐々木、栗谷三氏の復職の件は「山代」を削つて
三、佐々木、栗谷丈の復職
四、五の飯場制度並に組長制度の徹底的改善は飯場制度の撤廢
五、と改め
六、を條件として
七、食料配給所の配給方法を厳正にすること
八、山代吉宗の手當金を足尾銅山の例により支給すること
九、普通の労働者に備入ること
十、二つをつけ加へてをる

一、側では要求條件は此の場合最も重要なもので十分研究に研
二、重ねた結果決定し提出されたものに相違ない會社としても
三、分慎重審議を遂げて回答したものであるから今更要求條件
四、訂には應ぜられぬと拒絶した。
五、でも彼等は猶執拗に要求條件に觸れて来たが飽くまで平和
六、望する會社側は或る程度まで話を進めて来たけれども彼等
七、に應ぜず遂には威嚇的言辭を弄してまで其の要求を貰かん
八、たので遂にこの日の會談は決裂に終つた。

以上八現今ノ經濟狀態デハ到底出來ナイ

四、勤続手當並ニ退職手當ノ制定

七、長室ノ改善

以上八磐炭會ニ回答スル迄保留シタマフ

七、坑内外作業設備ノ改善

八、白米ノ改善

九、衛生設備ノ改善

十、衛生設備ノ不親切ナル行為ノ改善

以上四項ハ會社ニ從來モ十分誠意以テ改善ニ當
居ラレタ後、層調査研究ノ上改善ニ措
尙今後會社は今迄より、層會社經濟の詳密意圖に於て、一般従業
員諸君の福利増進に努力することを決心することを聲明す。

一、佐々木、栗谷兩君ノ手當ハ勞務課長個人ニ於テ各金百圓ノ
支給スル
二、山代君ニ對シテハ長屋退去ノ際退職手當壹千四百圓ヲ
給スル
三、十五名ノ解職者ニ百五十拾圓ヲノ手當ヲ支給ス
四、牧監起訴サレタルモノハ解職ス但ツノ家族ニ對シテ六十圓方
五、至八十圓ノ歸國旅費ヲ支給ス
六、會社ハ金子一封ヲ贈ル

一、即時双方共懲戒ヲ撤廢スル事
二、明十九日一番方ヨリ入坑スル事
以上

一、向會社では全日左の如き聲明書を發した
二、今同當炭礦に於て二旬以上に亘る紛擾を見爲に世間の配慮を煩
三、はしたるは寔に遺憾とする所なり當炭礦は従前と雖も時代の進
四、進に伴ひ會社經濟の許す範圍に於て力めて一般従業員の福利増
五、進を圖り來りたるも今後は尙一層従業員の和衷協同を圖り事業
六、の發展と共に其福利の増進に努力するの意あることを聲明す
七、昭和二年二月十八日
八、磐城炭礦株式會社礦業所
九、願ひれば争議の始められてより二十數日御大喪當日は全山靜謐
十、謹慎にたけれども、その前後に亘り世間を騒がしたことは實に
十一、恐懼に堪へない次第であつた。
十二、しかして其間各方面から深き同情を寄せられたことは感謝に堪
十三、へざる次第である今同争議解決に際しその経過真相を發表して
十四、御厚意の萬一に酬いたいとこの一稿を綴つた次第である。
十五、終りに臨み磐炭會幹部及び會員は終始一貫熱烈なる愛山運動を
十六、續けまた上杉博士の主宰する建國會本部派遣の應援隊は思想上
十七、の立場から(建國會磐炭會)磐炭會と提携して大に努力したために
十八、愛山の意氣著しく發揚されたのであつた特記して謝意を表した
十九、いと思ふ。
二十、昭和二年二月

磐城炭礦
勞務課